

報道機関各社様

担当：札幌市消費生活課調査指導係

TEL728-2111

## 不当な取引行為を行っている事業者の公表について

下記の事業者は札幌市消費生活条例（以下「条例」という。）第 22 条で禁止されている不当な取引行為を行っていたので、条例第 32 条第 1 項の規定により、当該行為については是正するよう勧告をしましたが、勧告に従わなかったため、条例第 34 条の規定により公表いたします。

### 1 事業者の概要

(1) 名称等：札幌壱番屋 代表 安藤 直久

（他の事業者名：「札幌えこまる」）※他にも複数の名称を使用しているとみられます。

(2) 所在地：札幌市豊平区月寒東 5 条 9 丁目 1-16 ※既に変更しているとみられます。

(3) 業 態：不用品回収、清掃等（いわゆる便利屋）

### 2 不当な取引行為の概要

当該事業者が、ごみの撤去や不用品回収、室内清掃等の依頼をして代金を支払った札幌市内の消費者に対し、「明日作業をする」「3 日後までには完了する」などと約束をしたにも関わらず、消費者からの再三の履行の督促に対し、履行期間が過ぎても作業を行わない行為。

また、不用品の回収と清掃を依頼して代金を支払った札幌市内の消費者に対し、自ら作業をすると約束した日にも、さらには督促をしても作業を行わず、消費者が代金の返還を求めると、一部行った作業分との「差額を現金封筒で返金する」と約束したにも関わらず、返金対応を行わない行為。

### 3 該当条項

札幌市消費生活条例第 22 条第 1 項第 7 号

（札幌市不当な取引行為に該当する行為の基準を定める規則第 8 条第 1 項第 1 号（督促に対する不適切な対応）及び同規則第 8 条第 1 項第 4 号（返還義務の遅延等））

### 4 当該事業者に関する相談の状況（平成 28 年 11 月 21 日現在）

(1) 当該事業者に関する相談：9 件（平成 27 年 10 月～平成 28 年 4 月）

(2) 契約者当事者の年代：20 歳代～70 歳代

### 5 札幌市消費者センターからのアドバイス

不用品の回収やごみの撤去、清掃等を依頼する場合は、複数の事業者から見積もりを取るなどして、金額や作業内容、作業期日、支払日、支払方法等をよく確認すること。

料金を前払いすると、約束通りに作業が行われなかった場合に、事業者と連絡が取れないなどでトラブルになることが多い。前払いは慎重に検討し、作業の未実施が発生した場合の返金等についても事前に確認しておくこと。

なお、家庭から出るごみの出し方等については、各市町村のルールに従うこと。  
不審に思うことやトラブルが発生した場合は、消費者センターへ相談すること。

## 6 札幌市消費生活相談室のご案内

札幌市消費者センター消費生活相談室 **電話番号 011-728-2121**

受付は、土日・祝日・年末年始を除く午前9時から午後7時まで。

ただし、面接相談は午後4時30分までとなっています。

または、**消費者ホットライン 電話番号 188**

(※局番は不要。最寄りの相談窓口につながります。)